

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

010 新番丁小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

010 新番丁小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない。	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

020 亀阜小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○
	(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応		○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る
	(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項		○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応、保護者とエリアマネージャーの面談も複数回実施
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

020 亀阜小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	常勤職員1名が病欠により長期間不在の期間があった ※現在は解消
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ		○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
	(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった	
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

030 栗林小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

030 栗林小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
			○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない。	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
		(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

040 花園小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

040 花園小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

050 高松第一小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施。	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施。	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

050 高松第一小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

060 鶴尾小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

060 鶴尾小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

070 太田小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部、不十分な面があった
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

070 太田小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
		(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

080 中央小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		
6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

080 中央小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

090 木太小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	関係機関との連携会議に営業所職員、支援員にて参加	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子育て支援課との受け入れ前協議を実施	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

090 木太小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体のイベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	職員同士の連携不足が一部みられた	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
		(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を実施	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	要配慮児童に関し、学校・関係機関との連携を実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	要配慮児童に関し、学校・関係機関との連携を実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	要配慮児童に関し、学校・関係機関との連携を実施
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	要配慮児童に関し、学校・関係機関との連携を実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

210 多肥小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった		

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	受け入れ前に配置人数や人員など社内協議を行うなど事前準備を徹底している	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	受け入れ前に配置人数や人員など社内協議を行うなど事前準備を徹底している	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	受け入れ前に配置人数や人員など社内協議を行うなど事前準備を徹底している	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

220 香西小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	学校、子育て支援課と連携し要配慮児童の学校からクラブへの経路など確認などを実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を実施
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	
		(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出	
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
		1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
	(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護		○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施	
第5章 学校及び地域との関係	2. 保育所、幼稚園等の連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している	
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している	
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定	
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった	
	第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
			(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置		
3. 事業内容向上への取り組み		(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施	
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた	
		(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

250 林小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方		○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点		○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応		○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応		○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を実施
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項		○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携		○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応		○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携		○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容		○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務		○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置		○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施				○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態				○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間				○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件		○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備				○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	虐待の可能性がある場合、可能な場合児童のケース会議に営業所職員、支援員にて参加
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子ども女性相談センターとの連携を実施。
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方		○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点		○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応		○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応		○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を実施
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項		○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携		○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応		○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携		○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容		○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務		○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置		○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施		○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態		○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間		○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件		○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
(2) 運営上の留意事項			○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
	(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

320 植田小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

330 仏生山小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

350 大野小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を実施
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を実施	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

370 国分寺南部小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		
6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	△	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施 支援員の障がいに対する理解が一部不十分な面があった	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた。児童が怪我をした時の連絡が遅れた。	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施		
	(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施		
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体	(1) 運営主体の要件		○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

400 牟礼北小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
	5. 運営体制	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書の子育て支援課へ提出	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施 児童クラブ宛の搬入物が小学校に届くことで、学校側よりご指摘をいただく	
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 保育所、幼稚園等の連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
			(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
			(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(3) 防災及び防犯対策			○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
(4) 来所及び帰宅時の安全確保			○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし	
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
		3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
	(2) 研修等		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた	
	(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった		

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	△	書類の管理に一部不十分な面があった
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
	4. 利用開始等に関する留意事項		○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出	
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため		
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施	
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない		
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施		
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している	
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している	
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	△	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定 持ち帰りおやつで賞味期限が切れがあった	
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし	
	第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
			(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置		
3. 事業内容向上への取り組み		(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施	
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた	
		(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施	

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

420 前田小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	受託時常勤2名配置の要望があるも、1名で運営を実施 ※有資格者の非常勤を配置
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報共有を図る
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
6. 労働環境整備			○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	受託時常勤2名配置の要望があるも、1名で運営を実施 ※有資格者の非常勤を配置

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者に適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ ○	入社時基礎研修を実施 入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	△	登室管理に一部不十分な面があった		
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	入社時基礎研修を実施 支援員の指導に一部不十分な面があった	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。	△	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施 支援員の障がいに対する理解が、一部不十分な面があった	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた。 児童が怪我をした時の連絡が遅れた。	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書子育て支援課へ提出
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない
	3. 地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
	(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし	
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
	(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

500 香南小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	△	書類の管理に一部不十分な面があった	
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置	
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
	2. 子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
(2) 運営上の留意事項		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

500 香南小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった	
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出	
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため		
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施	
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない		
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施		
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している	
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している	
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	△	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定。持ち帰りおやつで賞味期限が切れがあった。	
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備	
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし	
	第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
			(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置		
3. 事業内容向上への取り組み		(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施	
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた	
		(3) 運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修にて改定も説明実施	
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援		○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 保護者及び関係機関との連携		○保護者や学校等への関係機関と連携している。	○	入社時基礎研修を実施
		(3) 放課後児童支援員等の役割		○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	入社時基礎研修を実施
(4) 放課後児童クラブの社会的責任			○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	入社時基礎研修を実施	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもへの受入れの考え方	○障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
		(2) 障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	必要に応じて子育て支援課との受け入れ前協議も実施	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者への不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	小学校と連携して情報を把握するようにしている	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	入社時基礎研修を実施	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連携	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠簿、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	ICTツールを導入も、予定より導入開始が遅れた	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	必要に応じて営業所職員にて対応	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	PTAなど保護者組織との連携は未実施	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	入社時基礎研修を実施	
	第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	全時間帯に支援員認定資格所持者1名、支援員認定資格所持者もしくは補助員1名の最低2名は配置
(2) 育成支援の実施			○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位毎常勤職員を配置	
(3) 放課後児童支援員の雇用形態			○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	最低支援単位毎1名は常勤にて雇用	
(4) 勤務時間			○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	必要に応じて開所前にて全体ミーティングを実施	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）			○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	適切な範囲内で運営している	
3. 開所時間及び開所日			○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している	
4. 利用開始等に関わる留意事項			○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
5. 運営主体		(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	全国で2801単位の運営を実施	
	(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	必要に応じて子育て支援課へ随時確認を行い、適切な運営を実施		

令和6年度高松市放課後児童クラブ自己チェックシート

510 川東小学校放課後児童クラブ

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	△	運営会社からクラブへの連絡が遅れることがあった
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	収支報告書を子育て支援課へ提出
(2) 情報公開		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	△	収支報告書を子育て支援課へ提出 ※収支状況の一般公開は未実施のため	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	エリアマネージャー・統括責任者にて適宜相談を実施
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 保育所、幼稚園等の連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	小学校や自治体を通じて情報共有を行うも、直接の連携は行っていない	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域団体や地元企業との連携イベントを実施	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入社時基礎研修を実施
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	機能を備えた施設を有している
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	機能を満たすための設備や備品等を有している
	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	2021.02、放課後児童クラブ感染症対策マニュアルを制定
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	運営マニュアルを各クラブに配備
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人帰り時の行方不明等なし
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努めている。	○	入社時基礎研修を実施
		(2) 法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	入社時基礎研修を実施
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	クラブ職員以外に、エリアマネージャー・統括責任者の2名を配置	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	研修、面談、配置変更など適宜実施
		(2) 研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	△	オンライン研修の準備が遅れたことで、予定していた研修の一部のスケジュールが遅れた
(3) 運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者、職員についてはアンケート実施も、年度内に子どもアンケートを実施できなかった	

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」 「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」 「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」